

(4面から続く)

よって本市議会は、国の責任においてヒブワクソンの定期接種を早期に実施するよう求めるものである。

地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書

新政権の発足とともに、民主党のマニフェストに示された政策・制度への変更が進められることになり、

一方、前政権下において、わが国が直面している未曾有の経済危機を克服するために、平成二十一年度予算及び同年度第一次補正予算が可決成立しています。総額で十四兆円を超えるこの予算には、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、経済対策関連の自治体に交付される十五の基金などの創設等が計上されており、各地方自治体は、当該基金などの活用を前提に、経済危機対策に資する事業を計画し、補正予算の議決と事業の執行を目指して、準備を行っているところです。

新政権によって、前述の経済危機対策事業についての予算執行が見直されることになれば、すでに、関係事業を執行中あるいは、執行準備が完了し、当該事業の広報・周知が済んでいる地方自治体にとって、誠に憂慮すべき事態の発生が懸念されます。

万一、関係事業を中止せざるを得ない事態になれば、地方自治の混乱を招くだけでなく、地域雇用情勢にも深刻な打撃を与え、経済対策の効果によって、景気底入れから成長に転じる兆しの出でた日本経済に悪影響を及ぼしかねない恐れがあります。

上記の状況を考慮し、政府におかれましては、政策の見直し、税制の改革、制度の変更にあたっては、平成二十一年度予算及び同年度第一次補正予算によって、地方自治体の進めてきた施策や事業について財源問題で執行に支障が生じることのないよう行われることを強く求めます。

大胆できめ細かな雇用対策を求める意見書

我が国の経済は若干の持ち直しの動きがみられるものの、引き続き厳しい景気動向の中で、雇用失業情勢は有効求人倍率〇・四四倍(平成二十一年五月)、完全失業率五・二%(同)と依然として最悪の状況が続いています。

特に、非正規労働者等の失業期間の長期化が懸念され、こうした事態に対応するため政府は平成二十一年度補正予算に緊急人材育成・就職支援基金による支援事業を計上。三十五万人分の職業訓練機会の確保、三十万人分の訓練期間中の生活保障など、雇用保険を受給できない非正規労働者・長期失業者の方などに対するセーフティ・ネット機能を持つ仕組みをつくり、ハローワークを中心にして総合的に推進しています。すでに、基金による職業訓練や、訓練・生活支援給付金の申請および支給が開始されていますが、全国のハローワークの窓口における適切な対応が求められるところですが、

つきましては、我が国の雇用情勢のこれ以上の悪化を防ぐため、政府におかれては、次の点について、さらなる取り組みを行うよう強く要請します。
一 訓練・生活支援給付金の受給資格認定や支給事務に当たっては、対象の失業者が雇用保険の需給を受けていないと

いう実態を踏まえ、柔軟かつ迅速な対応を行うこと。

また、職業訓練の委託先団体の実態も地域によって格差があり、各地域において、特に新規成長・雇用吸収分野の訓練コースの確保に努めること。

二 雇用調整助成金の運用に当たっては、中小・零細事業者の経営実態を踏まえ、社会保険労務士などの協力を得て、ハローワークの積極的な対応を行うこと。

三 こうした業務を円滑に実施できるようハローワークの窓口体制の全国的な整備に努めること。

安心社会実現のための二十一年度予算の確保を求める意見書

平成二十一年度予算については、すでに示された概算要求基準に基づき各府省が概算要求しているところですが、安心・安全を確保するために、特に年金・医療など社会保障について一兆九百億円の自然増を認めるなど必要な修復が行われなかった。

財政健全化の観点から、歳出全般にわたる徹底した見直しや無駄の排除は当然のことであり、そうした歳出改革を継続しつつ、特に社会保障の機能強化、経済危機克服のために必要な予算の確保が何よりも重要です。

平成二十一年度予算の編成作業に当たって、次の点に留意し、安心社会実現のための予算を確保していただくよう強く要請します。

一 社会保障等の機能強化のため、高齢者医療制度の見直し、少子化対策の抜本的拡充、高額療養費制度の見直しなど、安心社会実現のための必要な施策について必要な予算を確保すること。

二 今年度補正予算に盛り込まれた女性特有のがん検診、難病対策などについては、二十一年度以降も施策を継続して実施できるよう十分な予算を確保すること。

三 二十一年度概算要求基準に設けられた、重点課題推進枠では、格差の是正・固定化を防ぐ観点から、雇用対策や低所得者の教育費負担軽減などセーフティ・ネットの拡充に重点配分すること。

四 緑の経済と社会の変革の実現に向け、重点配分を行うことと。
五 グレタ豪雨など大規模災害の発生に対する災害対策に万全を期すこと。

地方分権改革推進計画策定と新分権一括法制定を求める意見書

現在、政府において第二期の地方分権改革が進められています。昨年十二月八日に地方分権改革推進委員会が出した第二次勧告に基づく国の出先機関の改革や義務付け・枠付けの見直しなどの作業とともに、税制改革や行政体制の整備などの議論を踏まえて第三次勧告を行うこととされていますが、各省庁の抵抗などから第三次勧告の時期も明確ではなく、その後の地方分権改革推進計画や新分権一括法案の策定作業に大きな影響を与えるものと危惧されます。

地方分権改革推進委員会の設置期限が平成二十二年三月までであることから、「経済財政改革の基本方針二〇〇九」に基づき、地方分権改革を着実に推進することが政府には求められています。

地方公共団体との協議を十分行ないながら、次の点について特段の取り組みを進められるよう強く要請します。

一 地方分権改革推進本部が決定した「出先機関改革に係る工程表」については、その具体化を図り、「改革大綱」に盛り込むこと。

二 義務付け・枠付けについては、第二次勧告でメルクマール非該当とされたものについては、廃止を原則に見直しを行うとともに、地方の条例制定権の拡大を図る見地から適切な見直しを行うこと。

三 税制改革については、国・地方の税源配分「五・五」の実現を図るとともに、地方消費税の充実も含め、偏在性の少ない地方税体系の構築を図ること。

四 地方公共団体との十分な協議の上、地方分権改革推進委員会の勧告等を踏まえ、地方分権改革推進計画を早期に策定すること。計画策定後は、速やかに、「新分権一括法案」を国会に提出すること。

五 地方分権改革の推進に当たっては、地域主権型道州制の導入を視野に入れて、基礎自治体優先、補完性の原則を重視し、自立した地方の確立を目指すこと。

法定受託事務の全額国庫負担を求める意見書

一九九九年に地方自治法が改正され、地方自治体の事務について自治事務と法定受託事務に区分された。しかし、この時に法定受託事務の経費負担について明確なルールが設定されず、地方財政法が規定する経費負担が、個別法の施行令などで各々規定され、その多くが地方自治体の負担も含まれている。

しかし、本来法定受託事務とは、「法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてはその適正な処理を特に確保する必要があるもの」として法律又はこれに基づく政令に特に定めるものであり、当然経費負担も国が責任を持つべきものである。

よって本市議会は、地方自治法の趣旨にのっとり、法定受託事務の経費負担について、全額国庫負担を求めるものである。

義務教育費国庫負担制度存続及び教職員定数改善計画早期策定を求める意見書
今、教育に求められているものは、子ども一人一人を大切に

にした、豊かな人間関係の中で教育が行われることである。これは保護者、地域住民及び教職員共通の願いであることから、教育条件整備のための教育予算確保が不可欠である。

義務教育費国庫負担制度は、昭和二十八年に地方財政の窮乏を背景として地方自治体の義務教育費の支出に不均衡が生じないよう、全国どこでも、すべての子どもたちが均等に教育を受けられるために制度化され、義務教育諸学校等に勤務する教員、学校事務職員及び学校栄養職員等の給与などを国庫負担対象にすることを定めてきた。

また、この制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として、現行教育制度の重要な根幹をなし、中央教育審議会答申においても教職員給与の優れた保障方法として今後も維持されるべきである。地方分権が推し進められる今日、一方的に義務教育費国庫

負担制度を縮小・廃止することは、地方財政を圧迫することにも、全国的な教育水準の確保及び教育の機会均等に困難な状況を生じかねないもので、逆に少人数学習や少人数学級などの実施は、子どもたち一人一人の課題に応じたきめ細かな指導ができ、保護者や子どもたちからも評価され、時代のニーズに 대응することとなる。

以上のことから、平成二十一年度国家予算編成における教育予算を大幅に増額し、次の事項についてその対策を強く求めるものである。

一 義務教育制度の根幹である教育の機会均等、水準確保及び無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続させ、特に学校事務職員及び加配教員をその対象から外さず、義務教育教科書無償制度を継続すること。

二 二期教職員定数改善計画を早期に策定し、少人数学習及び学級規模の弾力化、縮小などを推進すること。

核兵器の廃絶と恒久平和の実現を求める意見書

ノーマ・ヒロシマ、ノーマ・ナガサキ、ノーマ・ヒバクシャ。この訴えは、核兵器廃絶と恒久平和を願う私たちの爆弾国民の心からの叫びである。

しかし、核兵器はいまだに世界に約二万五千発も存在し、核兵器の脅威から、今なお人類は解放されていない。二〇〇〇年の核拡散防止条約(以下「NPT」という)再検討会議での全面的な核兵器廃絶の約束を受け、連合・原水禁・核禁会議は、二〇〇五年のNPT再検討会議に向け、核兵器廃絶一〇〇〇万人署名に取り組み、八百四十七万三千五百五十二人の署名を日本政府及び国連に提出した。こうした国内外での核兵器廃絶の世論の高まりにもかかわらず、二〇〇五年の同会議では実質合意ができず、核軍縮はもとより核不拡散体制そのものが危機的状況に直面している。

アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の核保有五カ国に加え、NPT未加盟のインド、パキスタンは核兵器を保有し、さらに事実上の保有国であるイスラエル、核兵器開発につながるウランを濃縮・拡大するイラン、核実験した北朝鮮の動向などは核不拡散体制を大きく揺るがしている。

よって、政府においては、核兵器の廃絶と恒久平和の実現のため、被爆六十五周年を迎える二〇一〇年に開かれるNPT再検討会議に向けて、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく核軍縮・不拡散外交に強力に取り組むことを次のとおり要請する。

一 政府は、国是である非核三原則を堅持するとともに、平和市長会議が提唱する「核兵器廃絶のための緊急行動(二〇二〇ビジョン)」を支持し、その実現に向けて取り組むこと。

二 非核兵器地帯構想が世界平和の維持に重要な意義を有していることを考慮し、暫時、世界各地に非核兵器地帯条約が実現するよう国際的努力を行うこと。特に、朝鮮半島と日本を含めた北東アジア非核兵器地帯構想を早急に検討すること。

三 NPTの遵守及び加盟促進、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効、核実験モラトリアムの継続、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)の交渉開始と早期妥結に全力で取り組むこと。

地方分権が推し進められる今日、一方的に義務教育費国庫負担制度を縮小・廃止することは、地方財政を圧迫することにも、全国的な教育水準の確保及び教育の機会均等に困難な状況を生じかねないもので、逆に少人数学習や少人数学級などの実施は、子どもたち一人一人の課題に応じたきめ細かな指導ができ、保護者や子どもたちからも評価され、時代のニーズに